

別紙第 2 勸 告

本委員会は、報告に述べた見解に基づき、職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第9号）を次のとおり改正するよう勧告する。

- 1 初任給調整手当については、医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を国に準じて改定すること。
- 2 1の改定は、平成21年4月1日から実施すること。